

新税制下の事業承継

(E s s e n c e)

1. オーナー経営者に相続が発生し、主たる財産が自社株の場合、遺産分割と相続税の納税資金の調達方法が課題となる。
2. 遺産分割に関する問題を回避するためには、贈与や遺言書の作成など、生前の対策が欠かせない。
3. 相続税の納税資金の原資を自社株とせざるを得ない場合、会社に財源を準備しておく必要がある。
4. 少数株主にも多くの株主としての権利が与えられており、少数株主に相続が発生した場合、さらに株主が分散する可能性が多く、これを回避するには事前準備の必要がある。
5. 物納・延納については、平成18年3月31日現在の通達等により解説したが、平成18年度の改正項目のため、その詳細は後日公表される政令、通達等を参照していただきたい。
6. なお、会社の法務については、平成18年5月1日施行の会社法を参考とした。

はじめに

非上場会社の株主に相続が発生した場合、オーナー一族からすると、オーナー経営者から後継者への事業承継と、少数株主に相続が発生した場合の株式の離散の防止と大きく2つの問題がある。

オーナー経営者から後継者への事業承継に関する問題は、主たる財産が非上場株式である自社株の場合、遺産分割と相続税の納税資

金の調達方法が課題になる。

特に遺産分割においては、後継者以外の相続人も自社株を相続する権利があるため、他に相続させる財産がないときは、自社株が分散してしまうこともあり得る。

設立の古い会社では、当時の商法上、発起人が7人必要であったため、知人などに名義を借りていたケースもある。

このような経緯を経た結果として、現在の少数株主になっている場合、その少数株主に相続が発生したことにより、その株式をその相続人が相続により取得し、設立時の経緯を知らない少数株主が増加することになる。

少数株主であっても株主として多くの権利が認められているため、この結果が会社の経営に支障をきたすことのないよう、オーナー一族にとって慎重な検討と対策を必要とする。

そこで、主たるオーナー経営者に相続が発生した場合の対策と少数株主に相続が発生した場合の対策を自社株に限定して検討する。

1. オーナー経営者に相続が発生した場合

(1) 遺産分割対策

オーナー経営者に相続が発生した場合、後継者が会社の支配権を確保できるよう自社株を相続させることが重要となる。

相続の開始とともに、被相続人であるオーナー経営者の財産は、相続人全員が法定相続分により共有で所有している未分割の状態になる。

この未分割の状態を解消し、自社株を後継者へ引き継がせるためには、相続人全員による遺産分割協議が必要となる。

この遺産分割協議は、相続人全員の同意を必要とするため、一人でも相反する意見を持

つ相続人がいると成立しない。

遺産分割協議が成立しない場合は、会社の支配権及び経営権が不安定な状況になり、会社の経営そのものに支障をきたすケースもあると考えられる。

したがって、事前に経営者が保有する自社株を、スムーズに後継者へ移転するプランを検討しておくことが必要である。

ここでは遺産分割協議以外の財産の移転方法として、贈与、死因贈与、遺贈についてそのポイントをまとめる。

なお、贈与、死因贈与、遺贈は、相続と異なり相続人以外の後継者へ財産を承継させることも可能である。

ア．生前贈与の活用

a) 贈与をする際の注意点

贈与は、贈与者が自分の財産を無償で引渡すことを約し、受贈者が承諾することによって成立する契約であり、双方の同意を必要とする（民549）

贈与契約は口頭でも成立するが、贈与が履行されない限り当事者は取消しが可能であるため、書面による贈与が一般的である（民550）

贈与契約においては、贈与日が重要な意味を持つケースもあるので、公証役場で契約書に確定日付の付与を受け、確定日付において贈与契約の存在を証明できることは重要である。

確定日付の付与を受ける際、作成者の署名、又は記名押印、作成年月日などの欠けている場合は付与されないことがあるので注意が必要である。

通常の贈与のほか、贈与者の死亡により効

力を生じる贈与を死因贈与といい、一般的に遺贈の効力と同様であると解されている（民554）。

b) 税務上の注意点

自社株を贈与した場合、受贈者に贈与税が発生するとともに、贈与者には、受贈者が贈与税を納税できない場合、連帯納付義務が発生する。

贈与税は、暦年贈与課税であるが、受贈者が相続人で一定の要件を満たす場合、相続時精算課税を選択できる。

暦年贈与課税とは、贈与する財産の評価額から110万円の基礎控除を控除し、その残額に累進税率を適用して贈与税を計算する。

この制度は、基礎控除を活用し、相続税の実効税率より低い税率で財産を移転することにメリットがあり、長期的な対策に適している。

相続時精算課税とは、贈与者、受贈者ともに一定の要件があるが、生涯を通じて2500万円の基礎控除があり、これを超える場合に20%の税率で贈与税を計算する。

この制度では、贈与税と相続税が一体化されているため、贈与時に受贈者が贈与税を支払い、相続時にはその贈与財産（贈与時の評価額）と相続財産を合算して相続税を計算し、贈与税を差し引いて相続税を算定することにより贈与税の精算が行われる。

自社株を後継者に贈与するケースでは、支配権を後継者に移転するのに有効と考えられるが、業績不振などの理由により、相続時の自社株の評価額が0になったとしても、相続財産に加算される贈与財産は、贈与時の評価額であるため注意を必要とする。

なお、死因贈与の場合の税務上の取扱いは、

次の遺贈と同様になる。

イ．遺贈の活用

a) 遺言書を作成する際の注意点

遺贈とは、遺言者の意思のみで（受遺者の意思は不要）遺言者の死亡に伴い遺言によって財産を受遺者に対し無償で与えることをいう。

遺言とは、遺言者の死亡とともに、一定の効果を発生させることを目的とする相手方のない単独行為をいい、満15歳以上で、かつ、判断能力があれば可能である（民961、963）

遺言によって、特定の者に被相続人の財産を取得させることはできるが、これによって相続人の遺留分を侵害された場合、相続人は遺留分を侵害する遺贈を受けた人、生前贈与を受けた人に対し遺留分に達するまでの財産を取り戻すことができ、これを遺留分の減殺請求という。

遺留分とは、最低限保証されている相続人の権利をいい、その割合は、相続人である配偶者、子（代襲相続人を含む）、親など直系尊属は、被相続人の遺産について法定相続分の一定割合（直系尊属は3分の1、その他は2分の1）である（民1028）

遺留分の対象は、相続開始時の財産に、生前に贈与した財産を加え、そこから債務を控除するが、これらの評価額は相続開始時の価額となる（民1029、1030）

遺言書を作成する際は、相続人の遺留分を侵害しないように財産の配分を決定するか、又は遺留分の減殺請求に対応できるような原資を確保しておくことが必要である。

相続人の承諾を得られるのであれば、事前

に遺留分相当の財産を贈与するとともに、遺留分の放棄の手続きをするという方法がある。

この遺留分の放棄は、財産の贈与を受けた相続人が家庭裁判所の許可を受けた場合に限り効力が発生する（民1043）

生前に遺留分を放棄すると、その後被相続人が遺留分を侵害する遺贈や贈与が行われたとしても遺留分を請求できないが、相続権を失うものではないため、遺贈も贈与もされない財産については、遺産分割協議の対象になり遺留分を放棄した人も相続が可能となる。

実際に遺言を作成する場合、一般的な遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言があり、次の特徴がある。

・自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、本人が遺言の全文、日付、氏名を自書し、印を押す方法をいい、作成後は本人が保管し、死亡した場合は家庭裁判所の検認手続きが必要となる（民1004）

自筆証書遺言は、費用も不要で手軽に作成可能だが、要件を満たさないと無効になり、また保管場所も考慮する必要がある。

・公正証書遺言

公正証書遺言とは、公証人が遺言者より遺言の内容を聞き取り作成する方法をいい、その証書は公文書として法律上証拠力を有する。

証書は、原本、正本、謄本の三種が作成され、原本は公証役場で保管される。

b) 税務上の注意点

遺贈、死因贈与により財産を取得した場合、相続財産の総額から債務・葬式費用を控除した残額が、基礎控除額（5000万円＋1000万円×法定相続人の数）を超える場合は、相続税の納税義務が発生する（相法27）

被相続人の財産について相続税の納税義務

が発生する場合、相続人以外が遺贈などにより財産を取得するケースも多いため、『相続税額の2割加算』に注意する必要がある（相法18）。

相続税額の2割加算とは、被相続人との血族関係が遠い又は全く血族関係のない人が財産を取得する場合は、偶然性が強いこと、また孫に直接遺贈する場合は相続税を1回免れることを考慮する趣旨で、通常の相続税に20%の割り増しをする制度である。

この制度は、被相続人の1親等の血族（1親等の血族である子の代襲相続人を含む）及び配偶者以外の人、代襲相続人ではない孫養子等が対象となる（相法18）。

ウ．公正証書の活用

公正証書には、公正証書遺言を始め、賃貸借、売買、贈与など様々な契約に関し、作成可能である。

公正証書は、公証人が法律に従って作成する公文書であり、高い証明力を持つ。

通常の契約では、債務不履行の場合、裁判を起こして裁判所の判決等がなければ強制執行ができないが、公正証書による契約であればすぐに執行手続きに入ることができるというメリットがある。

公正証書遺言が作成されると、その原本は公証役場で保管し、遺言者には同じ効力を有する正本が渡され、紛失した場合でも再交付が可能である。

公正証書遺言は、遺言者ごとに検索できるように管理されているため、遺言者本人又は遺言者死亡後は相続人などの利害関係人であれば照会が依頼可能である。

（2）納税資金対策

財産の大部分が自社株である場合、相続税の納税の原資の確保は、重要な課題である。

相続税の納税方法は、申告期限に現金で一括納付することを原則とするが、一括納付が困難な場合は、最長20年の元本均等による分割で納税する延納、さらに延納でも困難な場合は物納が認められる。

以下では、自社株を納税原資と想定した場合の納税方法として、自社株を会社に買い取ってもらう金庫株の活用、自社株を担保に差し入れる場合の延納の活用、ほかに納税原資のない場合の自社株の物納の活用について検討する。

ア．金庫株の活用

a) 会社法の取扱い

発行法人に自己株を買い取る財源（配当可能利益）がある場合、会社は、株主との合意により金庫株（自己株式）を取得することが認められる（会156）。

特定の者からの自己株式を取得する場合、株主総会の特別決議を必要とし、株主平等の観点から他の株主は自己を売主に加えるように請求する権利（売主追加請求権）を持つ（会160）。

しかし、株主に相続が発生したことにより相続人から会社が自己株式を取得する場合、相続人が株式の相続後、その株式に基づく議決権を行使していないときは、上記にかかわらず他の株主の売主追加請求権はなくなる（会162）。

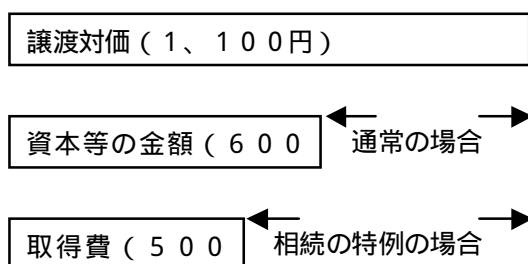
なお、発行法人に自己株を買い取る原資を準備する必要のあることはいうまでもない。

b) 税務上の取扱い

非上場株式を発行法人に譲渡した場合、譲渡対価のうち資本等の金額を超える部分は、

配当所得に該当し総合課税になる（所法25第1項五）。

ただし、納付すべき相続税の発生するときは、相続税の申告書の提出期限の翌日から3年を経過する日までに発行法人に譲渡した場合は、上記にかかわらず、譲渡所得として分離課税に該当し、譲渡益に対し15%（住民税は5%）の税率を適用する（措9の7、措37の10）。



・通常の場合（配当所得の場合）

$$1,100円 - 600円 = 500円$$

総合課税（累進税率）

・相続の特例の場合（譲渡所得の場合）

$$1,100円 - 500円 = 600円$$

分離課税（15%）

住民税は別途発生

また、相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例（措法39）により、譲渡した株式に対応する相続税を通常の取得費に加えることができる。

イ．延納の活用

延納とは、納期限までに金銭で一括納付できない場合に、担保提供をすることにより最長20年間の分割により相続税を納税する制度をいう。

ここで提供する担保は、国税債権の確保という観点から、その担保物の確実性や処分の容易性が必要とされる。

しかし、自社株（取引相場のない株式）は、上場株式とは異なり、処分の困難な場合が多いため、次の要件のもとに延納担保が認められている（相基通39-2）。

a) 相続等により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、その株式以外に担保提供すべき財産がない場合

b) 取引相場のない株式以外の財産もあるが、その財産が他の債務の担保となっているため、延納の担保として適当でない場合

自社株を担保提供する場合の担保の見積額は、時価の80%以内において担保提供期間中に予想される価額変動を考慮した金額とされる（通基通50-10(2)）。

担保の評価方法は、相続税財産評価基本通達に定める評価額となる。

実際に延納の許可を受け、自社株を担保提供する場合は、株券を供託所に供託し、供託正本を税務署へ提出するため、株券が未発行の場合は、発行会社に対し株券の発行を請求する必要がある。

ウ．物納の活用

非上場株式の物納は、譲渡に関し定款に制限がある場合、売却できる見込みのない場合は、その事由が物納の許可時まで消滅しない限り、管理又は処分をするのに不適当な財産として物納が認められない（相基通42-2）。

ただし、相続又は遺贈により取得した財産のほとんどがその非上場株式であり、それ以外に物納にあてられる財産のない場合は、物納可能な場合もある（相基通41-14）。

この場合は、次のいずれかの要件を満たす必要がある

- a) 一定の業績を満たすこと
 - b) 物納後に、その株式の買受希望者がいることを確認できること
- この要件は、随意契約適格を有する買受希望者から「物納株式買受けに関する申出書」を提出することによって満たされる。

第4 - 2号様式		平成 年 月 日	
財務大臣 殿			
申出人 住所			
氏名		印	
物納株式買受けに関する申出書			
の相続人		が物納する	
		の様式について	
では、売払時において国の評価した価格を基本として、下記により買受けを申し出ます。			
記			
1. 買受時期及び買受株数			
2. 購入資金の手当方法			

随意契約適格を有する者は、以下のとおりである。

- ・発行済株式総数の10%以上を有している株主、役員及び従業員
 - ・物納した者
 - ・主要業務について継続的取引関係にある者
- なお、自社株を国に物納する場合は、譲渡所得は発生しない(措40の3)。

エ. 発行法人への売却や物納時の時価

a) 発行会社に売却する場合

- ・時価の判断基準

売主である個人については、所得税法上、みなし譲渡を判定する際の時価が定められており(所基通59-6) 買主である法人については、法人税法上、資産の評価損を計上す

る際の時価が定められている(法基通9-1-14)。

これらの時価は、双方とも相続税評価額を準用した価額となるが、その評価方法の判定にあたっては、売主である個人については譲渡直前の売主の保有株数により、買主である法人については買取り後の買主の保有株数によることになる。

この為、売主と買主の課税上の時価の判断基準が一致しないこともあり得る。

なお、当然のことながら第三者間での取引の場合であれば、上記のような形式的な判断ではなく、当事者間で決められた価額が時価ということになる。

参考

非上場株式を従業員と発行会社との間で取引する場合、譲渡価額を額面による評価ではなく、配当還元方式として評価された例がある(平2.6.18判決)。

・時価の具体的算定方法

売主である個人又は買主である法人が発行法人の「中心的な同族株主」に該当するときは、原則的評価方式のうち小会社として評価することになり、類似業種比準価額方式と純資産価額方式を各50%で加重平均する。

発行法人が土地又は上場株式を所有している場合は、その評価額は市場価額による(発行法人が所有する非上場株式については相続税評価額による)。

また、純資産価額方式により計算する場合、評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除できない。

なお、持株割合が5%未満の少数株主の場合は、「配当還元方式」によることも認められ、また持株割合が50%未満のグループが所有

する株主の場合は純資産価額方式による評価額から20%を割り引くことも認められる。

b) 物納する場合

自社株を物納する場合の時価を収納価額といい、原則として課税価格の計算の基礎となった評価額(相続税の申告書に記載した評価額)となる。

ただし、収納の時までに物納申請をした財産の状況に著しい変化を生じた場合は、収納の時の現況により収納価額を定めることができる(相法43)。

収納の時までに著しい変化を生じた場合とは、次のようなケースである(相基通43-3)。

- ・ 天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことその他の事由によりその法人の株式又は出資の価額が著しく下落したような場合

(上場株式が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき下落したような場合は「その他の事由」には該当しない。)

- ・ 相続開始の時ににおいて清算中の法人又は相続開始後解散した法人がその財産の一部を株主又は出資者に分配した場合

(課税価格の計算の基礎となる評価額から分配した金額を控除した金額を収納価額として物納にあてることができる)

2. 少数株主に相続が発生した場合

少数株主に相続が発生した場合、株式はその相続人が取得するため、株式が更に分散することになる。

以下では、少数株主の権利と相続による株式の分散を防ぐための売渡請求のポイントを

まとめる。

(1) 少数株主の権利

ア. 単独株主権

単独株主権とは、1株でも株式を所有する株主に与えられる権利をいう。

代表的な単独株主権には次のようなものがあり、a)とb)の全てを与えない内容を定款に定めることはできない(会105第2項)。

- a) 剰余金の配当請求権(会105第1項)
- b) 残余財産の分配請求権(会105第1項)
- c) 株主総会での議決権(会105第1項)
- d) 株主総会議事録の閲覧・謄写請求権(会318第4項)
- e) 株主代表訴訟の提起請求権(会847)

イ. 少数株主権

少数株主権とは、議決権の一定割合又は株式の一定数の保有する株主に与えられる権利をいう。

主なものには、議決権を1%以上又は300個以上所有する場合に与えられる株主提案権(会303)、議決権を3%以上所有する場合に与えられる株主総会召集請求権(会297)、帳簿閲覧権(会433)、役員解任請求権(会854)がある。

(2) 相続人への売渡請求

会社の発行する株式が譲渡制限株式の場合、会社は、相続により株式を取得した相続人に対し、株式の売り渡すことを請求できる旨を定款に定めることができる(会174)。

相続人に対し売渡請求をする場合の手続きは以下のとおりである。

ア 株主総会で売渡請求をする相手方の氏名、株式数の決議をする(会175)。

イ 会社は相続のあったことを知った日から

1年以内に売渡請求をする（会176）。

ウ．当事者の協議により売買価格を決定するが、協議が不成立の場合は裁判所に対し売買価格決定の申立てをすることができる（会177）。

なお、売渡請求日から20日以内に売買価格決定の申立てが行われない場合、売渡請求は効力を失い、相続人が株主となる点に注意が必要である。

おわりに

非上場会社の事業承継については、その株式又出資に市場性がない又は換金性に乏しいにもかかわらず、相続税を計算する際の評価額が多大になり、オーナー経営者本人がこれに気づき難い点に問題がある。

オーナー経営者本人からすれば、当初の出資額そのものを自分の所有する自社株の価値と考えているケースも多い。

このまま相続が発生した場合、後継者は遺産分割や相続税の納税資金の調達方法について検討する必要がある。

また、設立の古い会社では、当時の商法上発起人が7人必要であったため、名義借りをして設立をしていたケースもある。

このような場合でも、名義上の株主であることを証明できない限り実質の株主と推測され、少数株主として株主としての権利を有する。

以上のような潜在的な問題を解決するには、問題が表面化する前に、まず、現状を把握した上で、事前の準備を進めることが望ましい。